

宮崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金交付要綱

令和6年3月26日
福祉保健部障がい福祉課

(趣旨)

第1条 県は、令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、予算で定めるところにより、障害福祉サービス施設・事業所等、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス等事業所」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善特例交付金実施要綱」（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知。以下これらを「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表「3 補助事業者」欄のいずれかに該当する者。
- (2) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4号の規定により福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金申請書（計画書）（別記様式第1-1号）（以下「申請書」という。）に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金計画書（施設・事業所別個表）（別記様式第1-2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の減とする。

(計画変更の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事に提出した書類の変更をしようとする場合は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金変更申請書(計画書)(別記様式第1-1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金変更計画書(施設・事業所別個表)(別記様式第1-2号)
- (2) 変更収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、概算払により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 第1条の補助金の申請を行い、交付決定を受けた補助事業者(以下「交付対象者」という。)が、審査支払機関(宮崎県国民健康保険団体連合会。以下「国保連」という。)に対し、令和6年2月分から5月分までに係る障害福祉サービス等報酬の請求をしたことをもって、補助金の交付の請求があったものとみなす。

- 2 前項の請求の額は、交付対象者が国保連に請求をした前項の期間に係る障害福祉サービス等報酬を元に算出した別表「5 補助額」のとおりとする。
- 3 第1項の補助金の交付は、交付対象者が申請書において届け出た口座(国保連に障害福祉サービス等報酬の振込先口座として登録している口座又は県に届け出られた口座)に対し行われるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金実績報告書(別記様式第3-1号)に次の書類を添えて、令和6年10月末日までにしなければならない。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金実績報告書(施設・事業所別個表)(別記様式第3-2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(書類の提出部数等)

第12条 国実施要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、国実施要綱及び規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金に適用する。

別表（第2条、第3条及び第10条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 補助事業者（注1）	4 交付率（注2）	5 補助額	6 補助率
(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例補助金	令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額6,000円）の賃金改善を行うために必要な費用（注3）	居宅介護	1.6%	「一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（注4）」に「3 補助事業者」欄に定める補助事業者ごとに「4 交付率」欄に定める交付率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	10/10以内
		重度訪問介護	1.6%		
		同行援護	1.6%		
		行動援護	1.6%		
		重度障害者等包括支援	1.6%		
		生活介護	0.8%		
		施設入所支援	1.6%		
		短期入所	1.6%		
		療養介護	1.6%		
		自立訓練（機能訓練）	0.9%		
		自立訓練（生活訓練）	0.9%		
		就労移行支援	0.7%		
		就労継続支援A型	0.7%		
		就労継続支援B型	0.7%		
		就労定着支援	0.7%		
		自立生活援助	0.7%		
		共同生活援助（指定共同生活援助）	1.1%		
		共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%		
		共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%		
		児童発達支援	1.1%		
		医療型児童発達支援	1.1%		
		放課後等デイサービス	1.1%		
		居宅訪問型児童発達支援	1.1%		
保育所等訪問支援	1.1%				
福祉型障害児入所施設	2.1%				
医療型障害児入所施設	2.1%				

(注1)
 ・交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ国実施要綱「6 賃金改善等の要件」を満たす障害福祉サービス等事業所を指す。
 ・ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。
 ・就労定着及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。
 ・申請時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている障害福祉サービス等事業所は、本事業の対象外とする。
 ・指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない地域相談支援、計画相談支援（移行）、計画相談支援（定着）及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(注2)
 ・障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

(注3)
 ・本事業の対象となる障害福祉サービス等事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施すること。

(注4)
 ・障害福祉サービス等事業所における基本報酬に各種加算減算を加えた報酬総額をいう。
 ・障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。
 ・過去に支払われた報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）
 ・令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）
 ・障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する（令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させる。）。